

役員報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規則は、学校法人翔英学園（以下「この学園」という。）の寄付行為第37条の規定に基づき、役員報酬、手当、退任慰労金、及び旅費等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この学園において勤務することが常態である者をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、この学園の職員（校長、園長等を含む）として給与を支給している理事をいう。職員が役員となったときは、職員としての身分は継続し、役員在任期間は職員としての勤務年数に加える。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、役員として職務執行に生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員に対しては、報酬、賞与及び退任慰労金を支給する。
- (2) 職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤役員に対しては、報酬及び退任慰労金を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員1人当りの役員報酬総額（年額、賞与を含む。）は1,200万円を上限とし、その範囲内で理事会において決定する。

- 2 職員理事に対しては、学校法人翔英学園給与規程に基づき支給する。
- 3 非常勤役員に対する報酬の額は、別表1のとおりとする。
- 4 新たに常勤役員に就任した者には、就任日から報酬を支給する。
- 5 常勤役員が退任し又は解任された場合は、退任日までの報酬を支給する。
- 6 新たに非常勤役員に就任した者には、就任月から報酬を支給する。
- 7 非常勤役員が退任し又は解任された場合は、退任月までの報酬を支給する。

(賞与の算定方法)

第5条 常勤理事に対する賞与は、別表2に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。

(退任慰労金の支給)

第6条 常勤役員及び非常勤役員が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。

- 2 常勤役員及び非常勤役員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は「国家公務員退職手当法」の例による。
- 3 前2号により支給する退任慰労金の額は、次条に定める算式により算出される額の範囲内で理事会において決定する。

(退任慰労金の算定方法)

第7条 退任慰労金の算定方法は次のとおりとする。

- 2 常勤理事の退任慰労金の算定方法は、次のとおりとする。
 - ① 退任慰労金算定に係る基準報酬額は、常勤理事を退任した日のその者の報酬月額とする。
 - ② 在任期間は、就任から退任した日に属する月までとする。
 - ③ 退任慰労金は、第1号に規定する基準報酬額に、前項の在任期間に対応する別表3に掲げる割合を乗じて得た額の範囲内とする。
 - ④ 在任期間が10年以上の場合は前号の額に第2号の在任期間に対応する別表3の特別付加額欄を加算した額の範囲内とする。
- 3 常勤理事以外の役員の退任慰労金の算定方法は次のとおりとする。
 - ① 在任期間は、役員として就任から退任までの年数で1年単位とし、端数は切り捨てる。
 - ② 退任慰労金は、第1号に規定する在任期間に対応した別表4に掲げる額とする。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員の報酬の支給日、支給方法、端数計算等については、学校法人翔英学園給与規程を準用し「給与」とあるのは「報酬」に、「採用」とあるは「就任」に、「期末手当」とあるのは「賞与」に、それぞれ読み替えるものとする。

2 非常勤役員の報酬の支給日は毎年3月21日とする。ただし、役員任期の途中で就任又は退任した場合は、次の算式により計算した額を支給する。

① 途中で就任した場合

$$\text{報酬 (年額)} \times \frac{\text{就任した月より直近の5月までの月数}}{12} = \text{支給額}$$

② 途中で退任した場合

$$\text{報酬 (年額)} \times \frac{\text{6月より退任した月までの月数}}{12} = \text{支給額}$$

(費用)

第9条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対し旅費を支給する。旅費の支払については、学校法人翔英学園旅費規程を準用する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第10条 この学園は、この規程をもって、私立学校法第63条2項4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、令和2年5月30日より施行する。

別表1 非常勤役員報酬

	報酬
年額	100,000円

別表2 常勤理事の賞与

6月の賞与	報酬月額×2.5か月分
12月の賞与	報酬月額×2.5か月分

別表3 退任慰労金支給割合（常勤理事）

在任期間	退任慰労金支給		在任期間	退任慰労金支給		在任期間	退任慰労金支給	
	割合	特別付加額 (円)		割合	特別付加額 (円)		割合	特別付加額 (円)
0.0	0.000	0	9.0	6.750	0	19.0	19.900	300,000
0.6	0.600	0	10.0	7.500	125,000	20.0	21.000	400,000
1.0	0.600	0	11.0	11.100	125,000	21.0	22.200	400,000
2.0	1.200	0	12.0	12.200	125,000	22.0	23.400	400,000
3.0	1.800	0	13.0	13.300	125,000	23.0	24.600	400,000
4.0	2.400	0	14.0	14.400	125,000	24.0	25.800	400,000
5.0	3.000	0	15.0	15.500	300,000	25.0	28.375	400,000
6.0	4.500	0	16.0	16.600	300,000	26.0	30.950	400,000
7.0	5.250	0	17.0	17.700	300,000	27.0	33.525	400,000
8.0	6.000	0	18.0	18.800	300,000	28.0	36.100	400,000

別表4 退任慰労金（常勤理事以外の役員）

在任期間	退任慰労金の額
1年～3年以下	50,000円
4年～6年以下	100,000円
7年～9年以下	200,000円
10年以上	300,000円